

## 会員の不正行為の調査・審理に関する規則

2009年3月24日 理事会承認

2011年3月29日 理事会変更承認

### (総則)

第1条 会員の不正行為に関する調査・審理については、「定款」、「細則」、「倫理規定」、「論文投稿・校閲に関する倫理指針」、「技術倫理委員会に関する規定」に定める条項のほか、この規則の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この規則は、会員に「定款」、「細則」、「倫理規定」、「論文投稿・校閲に関する倫理指針」(以下まとめて「倫理規定等」という)に違反する行為(以下 不正行為)の疑いが生じた場合の取り扱いについて定める。

### (審査請求受付)

第3条 会員の不正行為に関する審査請求は会長が受ける。受け付ける審査請求範囲は、日本機械学会が関係する事業・活動における会員の不正行為および学会の名誉をそこなう行為とする。審査請求は、所定の審査請求書を学会事務局に送付(郵送または電子メール)するものとする。

### (通知)

第4条 筆頭副会長は技術倫理委員会委員長と協議し、審査する必要があると判断した請求については、技術倫理委員会へ予備調査を依頼すると共に、その判断の結果を審査請求者に審査請求受付の日から20日以内に通知する。

### (予備調査)

第5条 予備調査の依頼を受けた技術倫理委員会委員長は、委員長と若干名からなる「予備調査委員会」を設置する。予備調査委員会の委員は審査請求人および被審査人と利害関係がない者とする。予備調査委員会の委員長は委員の互選とする。

ii. 論文投稿・校閲に関する倫理指針1章「著者の責務」各号記載の責務の違反事項については編修理事会が予備調査委員会に代わるものとする。

第6条 予備調査委員会は審査請求書および添付資料を調査し、必要に応じて関係者の意見を聴取する。

第7条 予備調査委員会はその行為が「倫理規定等」の違反に相当するか否か、審査を審理委員会に進めるべきか否かを判断し、第4条による審査請求者への通知の日から30日間以内に技術倫理委員会委員長を介して、筆頭副会長に報告する。

### (却下通知)

第8条 予備調査委員会が正式の調査・審理が必要でないと判断した場合には、会長はその決定を直ちに審査請求者に通知する。

### (審理委員会の設置)

第9条 審理委員会での調査・審理が必要であると予備調査委員会が判断した場合には、会長は審理委員会を設置する。

### (審理委員会の構成)

第10条 審理委員会は委員長および委員5名で構成する。審理委員会には技術倫理委員会の委員2名以上が加わるものとする。また、論文投稿・校閲に関する倫理指針1章「著者の責務」各号記載の責務の違反事項については、担当編修理事および編修委員会から2名以上が加わるものとする。委員長および委員は筆頭副会長の推薦に基づき会長が委嘱する。

### (利益相反と回避)

第11条 審理委員会の委員長および委員は、審査請求人および被審査人と利害関係のない者とする。また委員および委員長が当該事件の審理の公正を疑われると自ら判断するときは、技術倫理委員会委員長の許可を得て回避することができる。

### (審理委員の任期)

第12条 審理委員会の委員長および委員の任期は、当該の審査請求に関する処理が終了するまでの期間とする。

### (記録)

第13条 審理委員会は開催毎に議事録を作成し、各委員の同意を得た後に、審理委員会委員長が署名・捺印する。議事録には、開催の日時および場所、出席した委員及び立ち会った職員の氏名、議事の内容および重要な発言の要旨、議事の結果および各委員の意見、その他審理委員長が必要と認める事項を記録する。

### (事情聴取)

第14条 審理委員会は、関係資料の調査を行い、審査請求人、被審査人、その証人、および参考人から事情聴取を行うことができる。

(被審査人の弁明機会)

第15条 審理委員会は被審査人に弁明の機会を与えなければならない。審理委員会は重要な供述の要旨を記録して供述調書を作成し、これを供述者に示して相違がないことを確かめ、供述者に署名(捺印)を求めた上、作成した委員が署名・捺印する。

(決議案の採決)

第16条 審理委員会は「倫理規定等」への違反の有無、責任の所在、その重大さ等について勘案の上、理事会における処分の決議案を採決する。決議案の採決は委員の過半数をもって行う。可否同数の場合には委員長が決するところによる。

(決議案の上申)

第17条 審理委員会委員長は、審理結果と処分の決議案をまとめ、議事録、供述調書等を添付して、委員会発足日から90日以内に技術倫理委員会委員長に報告し、理事会に上申する。

(理事会での決議と通知)

第18条 理事会は前条の決議案について議事を開き、処分の内容を決議する。なお、除名処分については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく社員総会の決議も要するものとする。理事会で処分が決議された場合、会長はその内容を審査請求人および被審査人に通知する。

(異議申し立て)

第19条 被審査人は、審査結果と処分の決議に対する異議・不服を、所定の異議申立書に理由を付し学会監事に申し出ることができる。ただし異議申し立ては処分通知後30日以内とする。

(再審理委員会の設置)

第20条 異議申し立てがあった場合、監事は監事団で協議し必要と判断した場合は、再審理委員会を設置する。

(再審理委員会の構成)

第21条 再審理委員会は委員長および委員5名で構成する。委員長および委員は監事が委嘱する。再審理委員会の委員長及び委員は再審理の理由が審理委員会の委員に依存しない限り審理委員会が兼ねることができる。

(再審理委員会での弁明機会)

第22条 再審理委員会の審議は審理委員会のそれに準ずる。再審理委員会は、被審査人に対し、弁明の機会を与えるものとする。

(再審理委員会の決定と通知)

第23条 再審理委員会は発足後60日以内に決定をし、その結果を監事に報告する。会長は処分の如何に関わらず監事団の決定を最終のものとして理事会に報告するとともに、審査請求人および被審査人に通知する。処分は別に定めるところによる。

(守秘義務と審理過程文書の非公開)

第24条 予備審査、審理および再審理に係わった者、ならびに理事会で審議に係わった者はそこで得た情報を他に漏らしてはならない。また、審査委員会で作成した議事録、供述調書、審理結果調書等は非公開を原則とする。

(審理の中断)

第25条 会長は、外部の事情により、理事会の決議を経て、審理委員会および再審理委員会の審理を中断することがある。

(審理の結果の公開)

第26条 会長は、審理、再審理、処分の結果を別に定めるところにより公開する。

(規則の改正)

第27条 この規則の改正は、技術倫理委員会の提案に基づき理事会の決議により行う。

(付則)

1. 審査請求受付後の経緯は文書として記録し、技術倫理委員会において保管する。
2. 審理委員会ならびに再審理委員会の成立は委任状を含め2/3以上とする。

## 審 査 請 求 書

年 月 日

日本機械学会会長殿

(審査請求者)

氏名

(会員番号： )

住所 〒

電話

E-mail

日本機械学会の定める「定款・細則」、「倫理規定」、「論文投稿・校閲に関する規定」に基づき、機械学会会員の不正行為について下記のとおり審査を請求します。

### 記

1. 不正行為の疑いのある会員氏名または団体名
  - ・氏名 (団体名)
  - ・連絡先
2. 不正行為の時期と事由
  - ・不正行為の行われた時期
  - ・不正行為とされる事由・事実内容
3. 不正行為の存在を裏づける根拠 (審査を請求する根拠となる資料を添付)

以上

異 議 申 立 書

年 月 日

日本機械学会監事殿

(再審請求者)

氏名

(会員番号： )

住所 〒

電話

E-mail

日本機械学会の定める「会員の不正行為の調査・審理に関する規則」に基づき、  
「 」に関する審査結果と処分について不服があり、下記のとおり異議を申し立てて再審査を請求します。

記

1. 審査結果に対する異議申し立ての事由とその根拠 (異議を裏づける資料の添付)

2. 処分に対する異議内容

以上